「備北圏域版　健康食生活応援店」推進事業実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、備北圏域において、生活習慣病、特に高血圧症の発症予防、重症化予防のための取組みとして「備北圏域版　健康食生活応援店」の推進のために必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　生活習慣病、特に高血圧症の発症予防、重症化予防のための取組みとして、飲食店等が減塩や野菜摂取に配慮したメニューの提供を通じて、住民の減塩や野菜摂取に対する意識啓発と実践を促すための環境整備を図ることを目的とする。

（定義）

第３条　「備北圏域版　健康食生活応援店」（通称「健塩応援店」とし、以下「健塩応援店」という。）とは、備北圏域内（三次市・庄原市）に所在し、「備北圏域版　健康食生活応援事業」で推進する「減塩」もしくは「野菜たっぷり」メニューの提供に取り組む店舗等をいう。

（認証基準）

第４条　「健塩応援店」の認証基準は、別紙に定める基準に該当し、かつ住民への適切な健康づくり実践の支援等が行われていることとする。

（認証の申込み）

第５条　「健塩応援店」の認証を希望する店舗等は、健塩応援店申込書（別紙様式１）に記入し、店舗所在地の市（三次市、庄原市）に提出する。

　　三次市健康推進課　健康推進係　　電話：０８２４－６２－６２５７

　　庄原市保健医療課　健康推進係　　電話：０８２４－７３－１２５５

（認証及びステッカー交付）

第６条　備北地域保健対策協議会事務局（北部保健所保健課健康増進係）（以下、「地対協事務局」という。）は申込み内容を審査の上、当該申込みを行った店舗等を「健塩応援店」として認証し、ステッカーを交付する。

（実績報告の提出）

第７条　「健塩応援店」の認証を受けた店舗等は、実績報告書（別紙様式２）に取組内容等を記入し毎年３月末までに店舗所在地の市（三次市、庄原市）に提出する。

（変更の届出）

第８条　「健塩応援店」の認証を受けた店舗等は、申込み内容に変更があった場合は、申込書（別紙様式１）に変更内容を記入し、店舗所在地の市（三次市、庄原市）に提出する。

（支援）

第９条　店舗等からの相談窓口は、三次市、庄原市に設置し、健塩応援店の認証に向けた支援、店舗等への支援は、店舗所在地の市（三次市、庄原市）が行うこととする。

（認証の取消し）

第10条 申込み内容が虚偽であった場合または毎年提出される実績報告書若しくは住民からの苦情等により、認証が適当でないと判断される店舗等に対しては、店舗所在地の市（三次市、庄原市）から助言を行うこととする。

２　前項の規定による助言を行ったにも関わらず、当該店舗等の状況が改善されなかったときは、その認証を取り消し、ステッカーを返却させることができる。

(認証の辞退）

第11条　認証の申込みを行った店舗等は、認証の辞退を希望する場合は、辞退届出書（別紙様式３）に記入し、店舗所在地の市（三次市、庄原市）に提出することとする。

２　前項の規定による辞退届出書の提出があったときは、当該店舗等にステッカーを返却させることができる。

（報告）

第12条　三次市、庄原市は、新規認証、認証内容等の変更届出、辞退届出があった際には、それぞれ別紙様式４、５、６により翌月の１０日までに地対協事務局に報告する。

　　　また、実績報告の状況を毎年４月末までに地対協事務局に報告する。

（認証店の公表）

第13条　地対協事務局は、備北地域保健対策協議会ホームページで認証店名及び認証内容を公表する。

（協力）

第14条　当事業を推進するにあたっては、備北地域保健対策協議会の関係機関・団体が協力して、健塩応援店の支援や広報を行う。また、健塩応援店と協力して健康づくりのためのサービスや情報提供を行う。

（その他）

第15条　「健塩応援店」の取組が、広島県事業である「健康生活応援店」への認証につながる活動となることを目指す姿として取組を行う。

附則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

　附則

この要領は、平成２９年８月３日から施行する。

　附則

この要領は、平成３１年４月１日から施行する。

　附則

この要領は、令和５年７月27日から施行する。

　附則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。